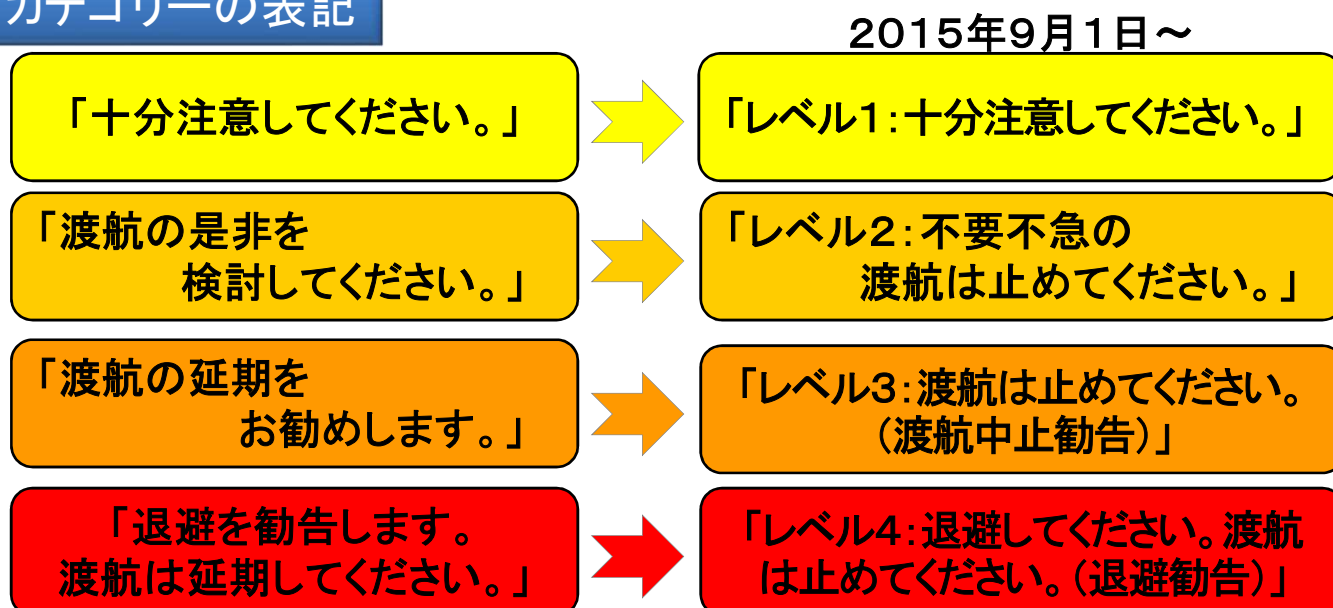


## 「渡航情報」の名称変更等について

2015年5月26日に公表しました「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言を受け、わかりやすい情報発信の観点から、2015年9月1日から以下の3つの措置を実施しました。

1. 「渡航情報」の名称を「海外安全情報」へ改称しました。
2. 「危険情報」の4段階のカテゴリーの表記及び説明を以下のとおり改めました。

### カテゴリーの表記



### 危険情報カテゴリーの説明

レベル1:十分注意してください。	その国・地域への渡航, 滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
レベル2:不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに, 十分な安全対策をとってください。
レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は, どのような目的であれ止めてください。(場合によっては, 現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)
レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から, 安全な国・地域へ退避してください。この状況では, 当然のことながら, どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

3. 「感染症危険情報」は危険情報の4段階の 카테고리を使用して発出します。発出の目安及び発出の際に付記する感染症特有の注意事項例は以下のとおりです。

## 感染症危険情報 発出の目安

レベル1: 十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出される場合等。
レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同条第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同条第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

## 感染症特有の注意事項例

国民にとってわかりやすい情報とするため、4段階の 카테고리ごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を状況に応じて追加で付記します。以下は代表的な例であり、実際の状況に応じて柔軟に注意事項を付記していきます。

「出国できなくなる恐れがありますので、(早期の)退避を検討してください。」  
 ・商業便が運行停止となるなど、出国できなくなる恐れがある場合等。

「現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、(早期の)退避を検討してください。」  
 ・現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合等。

「現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。」  
 ・WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。